

平成16年9月14日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	口	賢	治
企	画	北	村	建	治
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	堤		節	代
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
税	務	北	御	門	敏
課	長	平	石		和
福	祉	中	村		和
事	務	中	橋		孝
所	長	中	岡		俊
保	険	福			
健	康	中	川		
課	長	藤	家		敏
長	補	松	浦		
佐		栗	林		雅
農	林	井	手		清
水	産	森			久
課	長	江	崎		サ
長		小	野		利
商	工	北	村		和
観	光	中	村		博
課	長	一	ノ		健
長		江	口		
都	市				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
ま	ち				
な	み				
活	性				
課	長				
建	設				
環	境				
部	調				
整	室				
長					
水	道				
課	長				
収	入				
役	職				
務	代				
理	者				
長					
会	計				
課	長				
教	育				
委	員				
長					
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				

---

## 平成16年 9月14日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- |      |                    |   |
|------|--------------------|---|
| 日程第1 | 議案の追加上程（市長の提案理由説明） |   |
| 日程第2 | 報告第5号              | 平成15年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）                     |
| 日程第3 | 議案第48号             | 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定について（総括質疑、決算審査特別委員会付託）     |
| 日程第4 | 議案第49号             | 鹿島市税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）                |
| 日程第5 | 報告第50号             | 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 議案第51号             | 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）          |

---

午前10時2分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程はお手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案6件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第52号から議案第57号までの6議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日追加提案いたします議案は、決算認定6件でございます。

それでは、議案第52号から議案第57号まで、平成15年度の一般会計並びに公共下水道事業、谷田工場団地造成・分譲事業、国民健康保険、老人保健及び給与管理のそれぞれの特別会計の歳入歳出決算について概要を申し上げます。

まず、平成15年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより、歳出総額の計画的な抑制に努める一方、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策などの当面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を基本とし、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じない措置を講じることを基本方針とされておりました。

これを受けて、本市の一般会計では、事務事業の見直しによる事業の取捨選択、また後年度の財政負担の軽減を図るため、限られた財源の中から基金への積み立てを行うなど、効率的な財源配分と健全な財政運営に留意しながら必要な事業に積極的に取り組んでまいりました。その中で、歳入面では、市税の的確な捕捉と収納率の向上対策、地方交付税の確保、各種事業補助金の積極的な活用及び交付税措置のある市債の選択を行う一方、歳出面では、経費全般にわたってむだを省くとともに、投資的経費では「第4次鹿島市総合計画」の基本理念に基づいて都市基盤及び生活環境の整備、教育文化及び福祉の向上、また産業の振興など「人が輝くまち鹿島」づくりに努めました。

公共下水道事業特別会計につきましては、昭和61年度に事業認可を得て、平成6年10月から公共下水道の使用を開始し、健康で快適な居住環境の整備と公共用水域の水質保全対策のため、引き続き各種事業を実施いたしました。

谷田工場団地造成・分譲事業特別会計につきましては、産業基盤の転換・強化のため、平成2年度から4年度まで能古見谷田地区に工場団地造成を行い、翌年度から分譲を開始いたしております。

国民健康保険特別会計につきましては、老人医療拠出金や介護納付金を含む医療費は増加する一方、歳入においては、所得及び被保険者数の低迷から保険税が伸び悩み、収支見通しは極めて厳しいものがあり歳入不足の決算となっておりますが、不足した財源は次年度に国等から精算補てんされるものでございます。

老人保健特別会計につきましては、支払基金、国県支出金及び一般会計からの繰入金を財源とし、70歳以上の高齢者の医療費を支出したもので、これも歳入不足の決算となっておりますが、不足した財源は次年度に国等から精算補てんされるものでございます。

給与管理特別会計は、職員給与の支給事務の簡素化を図るために設置しているものでございまして、水道事業会計を除く、それぞれの会計の給与費額と重複した決算となっております。

以上、各会計の概要を述べましたが、決算につきましては、地方自治法第 233条第 2 項の規定により監査委員の審査に付し、同条第 3 項の規定により、その意見と同条第 5 項の規定に基づく「主要施策の成果説明書」を添えて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、各会計の平成15年度での主要な施策内容について申し上げますが、説明の都合上、事業費等につきましては千円単位で申し上げます。

では、初めに議案第52号 平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成15年度の一般会計当初予算は11,491,990千円で編成計上いたしましたが、以後 8 回の補正並びに平成14年度からの繰越明許費事業分を合計して、最終的には12,469,898千円の予算規模となったものでございます。

それでは、平成15年度で取り組みました主な事業について申し上げます。

まず、投資的経費のうち補助事業では、

1. 地域情報化推進対策としての新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業に31,050千円
2. 生活環境の整備としての家庭用合併処理浄化槽設置事業に20,328千円
3. 農業農村整備事業、森林整備事業、水産業振興整備事業などの産業基盤の整備振興に117,275千円
4. 都市公園施設整備事業、街なみ環境整備事業など都市基盤の整備に63,300千円
5. 教育文化の向上対策としての小学校大規模改造事業に 169,338千円

また、単独事業では、

1. 在宅高齢者住宅改良事業補助などの福祉の向上対策に 4,666千円
2. 生ごみ処理機設置事業補助など生活環境の整備に 1,279千円
3. 土地改良事業、農道・農業用排水路整備事業、水田農業経営確立対策事業、園芸農業確立対策事業、林道改良事業、漁港改良事業など産業基盤の整備振興に 180,665千円
4. 商店街整備事業など商業振興対策事業に22,061千円
5. 市道改良舗装事業、下水溝整備事業、都市公園施設整備事業など都市基盤の整備に411,737千円
6. 防災基盤整備事業など防災対策に10,754千円
7. 小・中学校施設整備事業、伝統的建造物群保存対策事業など教育文化の向上対策に156,220千円

ほか合わせまして単独事業費総額 808,156千円を投資いたしております。

そのほか、広域営農団地農道整備、国県道、街路事業などの県営事業負担金に84,678千円、15年8月に発生した豪雨災害による農地農業用施設及び土木事業の復旧事業費として19,665千円などを投資いたしました。

以上、投資的経費は総額で 1,314,719千円となり、これは前年度と比較して農業生産総合

対策事業（果樹集出荷施設整備事業）の完了などにより48.2%の大幅な減となっております。

なお、事務事業につきましては、「主要施策の成果説明書」に投資的経費の事業内容とともに、それぞれの部門別にその成果を説明いたしておりますので、ここでは省略させていただきます。以上、平成15年度の歳出決算額は12,207,565千円となり、予算額に対して97.9%の執行率となっております。

次に、歳入でございますが、主なものといたしましては市税 2,777,776千円、地方交付税 4,462,019千円、国庫支出金 1,106,734千円、県支出金 897,850千円、市債 1,267,700千円など歳入決算額で12,458,447千円となり、歳出充当財源12,207,565千円と翌年度への繰越財源23,824千円を控除した実質収支では、227,058千円の黒字決算となっております。

なお、平成15年度決算の特色といたしましては、歳入面では、市税で法人市民税、市たばこ税の増はあったものの、評価がえにより固定資産税が落ち込み、市税総額では1.7%の減となり、地方交付税では交付税の原資である国税の落ち込みなどにより、普通交付税、特別交付税合わせて8.1%の大幅な減収となっております。また、国庫支出金が農業生産総合対策事業（果樹集出荷施設整備事業）の事業の完了に伴い32.3%の大幅な減となった反面、市債で地方交付税の原資不足を補てんする臨時財政対策債が倍増したことなどにより大きな増となっております。以上の結果、歳入総額では前年度比7.2%の減となっております。

この一方、市税、地方譲与税及び地方交付税などの一般財源ベースでは前年度比0.1%の増となっております。これは主に、市税、地方交付税、利子割交付金などが大幅減となったものの、臨時財政対策債が大幅に増加したことによるものでございます。地方交付税の減の主要因といたしまして、普通交付税においては、交付税算出に用いる基準財政需要額で、平成13年度から本来交付税で補てんすべき地方財源不足の一部について国税収入の落ち込みなどにより臨時財政対策債に振りかえて賄うこととされ、その発行額が倍増したこと、また、昨年度から小規模な市町村に交付税を手厚く配分する段階補正の見直しが行われたことなどによるもので、特別交付税においては、災害需要額や投資単独事業が減少したことなどによるものでございます。この結果、歳入一般財源は9,080,403千円となり、前年度比0.1%の微増となったものでございます。

歳出面では、投資的経費を除いた事務事業経費の総額は10,892,846千円で前年度比2.6%の増となっておりますが、これは退職者の減少で退職金が大幅減となり、給与のマイナス改定により職員給も大きな減となったものの、児童扶養手当などの扶助費が大幅増となったこと、次年度以降の財政運営に配慮するための減債基金への積立金が大幅増となったこと、さらに国保や老人特別会計への繰出金の増などによるものでございます。また、これに充当いたしました一般財源も8,282,603千円で1.2%の増となっております。

産業基盤の整備、都市基盤の整備、教育施設の充実など投資的経費総額の1,314,719千円に充当いたしました一般財源は546,918千円で、前年度比12.1%の大幅減となっております。

て、これは主に、西塩屋2号線道路改良事業の完了による減でございます。

以上、決算の結果、平成15年度の経常収支比率は91.6%で前年度と比較して1.3ポイントの減となっております。これはまず歳出で、退職者の減及び給与のマイナス改定により人件費が大幅に減少したため、経常経費充当一般財源は2.0%減少いたしております。一方、歳入では、臨時財政対策債で増となったものの、地方税が0.6%の減、普通交付税が国の収入不足等により前年度比4.2%の減となり、経常収入一般財源で0.7%のマイナスとなったことによるものでございます。

起債制限比率は12.1%で前年度比0.3ポイントのマイナスとなりましたが、新規事業の抑制などによるもので、財源見通しが非常に厳しい状況の中で、今後とも事務事業の取捨選択により、むだのない行財政運営を基本理念として、これらの比率の抑制を図っていく所存でございます。

また、平成15年度末での市債残高は12,730,493千円で0.1%の減となっており、債務負担行為額については1,190,710千円で前年度比0.8%の増となっております。

以上、一般会計の決算について説明いたしました。今後小・中学校の大規模改造を初め公園事業、漁港整備、公共下水道事業、また中木庭ダムや国道207号バイパスの関連事業、さらに広域営農団地農道、街路事業等の県営事業負担金、あるいは中木庭ダム建設にかかる出資など、これら大型事業の推進には相当規模の財政需要が見込まれます。この一方で景気は回復の兆しが見えず、市税、地方譲与税、地方交付税の歳入一般財源の見通しは相変わらず厳しい状況でございます。このため、今後とも不要不急の事務事業の削減、行財政の思い切った見直しなどで、財政の健全性を確保するため一層の努力を重ねていく所存でございます。

次に、議案第53号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成15年度事業の歳出につきましては、汚水管渠築造及び雨水ポンプ場整備等の建設事業費に482,523千円、雨水ポンプ場及び管渠等の維持管理費に15,401千円、浄化センター及び中牟田グリーンセンターの運転管理費等に11,169千円、公共下水道の全般的な管理事務費に22,455千円、地方債の元利償還に484,574千円、総額で1,116,643千円を支出いたしております。なお、予算総額のうち90,580千円を平成16年度で使用することといたしております。

一方、歳入につきましては、受益者負担金26,036千円、下水道使用料76,601千円、公共下水道手数料174千円、国庫補助金185,550千円、諸収入7,084千円、市債231,100千円、一般会計繰入金586,778千円、平成14年度からの繰越金8,000千円、総額で1,121,323千円となり、収支差し引き4,680千円は平成16年度への繰越明許費事業分の財源として使用することといたしております。

次に、議案第54号 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算

認定について申し上げます。

平成15年度決算につきましては、歳出総額で14,833千円となっており、市債の元利償還が主なもので、うち元金13,472千円、利子 1,212千円となっております。

歳入では、一般会計繰入金14,704千円、使用料 120千円、前年度からの繰越金12千円、総額で14,836千円となり、3千円の黒字決算となっております。

次に、議案第55号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、平成15年度の年間平均の被保険者数は1万4,587人で前年度に対して1.9%増加し、国保加入率は43.7%となりました。歳出では、医療給付の状況から1人当たりの医療費は一般被保険者分で14.0%、退職被保険者分で6.2%といずれも増加いたしております。保健事業では、昨年に引き続き高齢者健康指導事業や中高年被保険者参加型生きがい健康づくり事業に取り組むとともに、人間ドックに対する助成、生活習慣病予防教室、保健師による訪問指導等により、疾病の早期発見、早期治療を促し、健康増進のために各種事業を実施いたしました。また、レセプト点検や退職者医療該当者への勧奨を行い医療適正化にも努めました。

一方、歳入におきましては、保険税の現年課税分は調定額で1,029,603千円、前年度比3.0%の減、1世帯当たりでは164,842円、5.5%の減となり、1人当たりでも4.8%の減となりました。また、収納額は、収納率向上に努めたことにより、現年度分で962,954千円、収納率は93.5%となり、前年度より0.4ポイント増加しました。

この結果、決算では保険給付費を初めとする支出総額3,059,817千円に対しまして、保険税、国庫支出金及び一般会計繰入金などの収入総額は3,038,202千円となり、収支差し引きで21,615千円の赤字決算となりました。そのため、不足金については16年度予算から繰り上げ充用をいたしたところでございます。

なお、15年度は精算による16年度追加交付額が21,943千円見込まれるため、実質収支は328千円の黒字でございます。

次に、議案第56号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成15年度の年間平均の老人医療受給対象者数は5,496人で、前年度に対して2.2%の減、受給対象者は平成16年3月末における人口に対して16.5%となり、前年度より0.2ポイント減少いたしております。これは、老人医療受給対象年齢の引き上げによるものでございます。総医療費は4,069,424千円で、前年度に対し34,564千円減少しました。この結果、決算では医療諸費等の支出総額3,773,237千円に対しまして、支払基金、国庫支出金及び一般会計繰入金などの収入総額は3,759,529千円となり、収支差し引きで13,708千円の赤字決算となりました。そのため不足金については16年度予算より繰り上げ充用をいたしたところでござい



ます。なお、この不足財源は16年度に国などから精算補てんされるものでございます。

次に、議案第57号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

この会計は、決算の概要で申し上げましたように、職員給与支給事務の簡素化を図ることを目的とした会計でございまして、水道事業を除く一般会計及び特別会計のそれぞれの給与費決算額と重複した決算となっておりますので、内容は省略いたします。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

## 日程第2 報告第5号

### ○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 報告第5号 平成15年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

### ○財政課長（藤田洋一郎君）

報告第5号 平成15年度鹿島市土地開発公社決算について御報告申し上げます。

別冊の平成15年度鹿島市土地開発公社決算書の1ページをごらんください。

事業報告書、1. 事業の実績でございますが、平成15年度につきましては、公有地の取得及び処分等の事業は実施いたしておりません。

4ページをごらんください。

平成15年度鹿島市土地開発公社収入支出決算書について御説明いたします。

まず、収入のうち1款. 事業収入、2款. 借入金につきましては、科目のみで収入はございません。3款. 繰越金は決算額 7,845,053円で、平成14年度からの繰越分でございます。

4款. 事業外収入は決算額 1,000,617円で、1項. 利息収入の 617円と2項. 雑収入 1,000千円でございます。この雑収入は市からの登記委託料でございます。

以上の結果、収入合計は予算現額 4,125千円に対し、決算額は 8,845,670円となっております。

なお、平成14年度決算で未収金となっております事業収入29,971,179円につきましては15年4月に全額収入いたしております。

5ページをごらんください。

次に、支出でございますが、1款. 事業費につきましては科目のみで支出はございません。2款. 管理費は予算現額 3,614千円に対し、決算額 2,935,657円で、不用額 678,343円でございます。1項. 事業管理費につきましては科目のみで支出はございません。

6ページをお願いいたします。

2項. 一般管理費は決算額 2,935,657円で、1目. 人件費と2目. 経費でございます。各節の備考欄に掲げているものを中心に支出いたしてあります。また、不用額 667,343円のう

ち主なものは人件費と一般消耗品費の減でございます。

7ページをごらんください。

3款. 借入償還金、4款. 事業外支出につきましては科目のみの予算で、支出はいたしておりません。5款. 予備費も充用はございません。6款. 繰越金は決算額35,881,192円で、平成16年度へ繰り越すものでございます。

以上の結果、支出合計は決算額38,816,849円となっております。

8ページをごらんください。

平成15年度損益計算書でございますが、3、販売費及び一般管理費が2,935,657円で、4、事業外収益1,000,617円を差し引きますと、1,935,040円の経常損失となっております。この経常損失は、定款第24条第2項の規定により準備金で整理いたしております。

9ページをごらんください。

平成15年度貸借対照表でございますが、資産の部は1、流動資産、現金預金35,918,604円で、これは佐賀銀行、佐賀みどり農協、労働金庫への預金でございます。流動資産合計、資産合計も同額でございます。

次に負債の部でございますが、1、流動負債、短期預かり金37,412円で、これは嘱託職員の共済費の預かり金でございます。負債合計も同額でございます。

次に、資本の部は、1、基本金、基本財産1,500千円、2、準備金、前期繰越準備金36,316,232円、当期純損失1,935,040円で、資本合計は35,881,192円、負債資本合計は35,918,604円となっております。

10ページの準備金計算書以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上で平成15年度決算の内容につきまして説明を終わりますが、どうぞよろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

### 日程第3 議案第48号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第48号 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

議案第48号 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊の平成15年度鹿島市水道事業会計決算書で御説明をいたします。

なお、この認定は地方公営企業法の第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

本年度より決算書が縦書きになっておりますので、まず1、2ページをお願いいたします。

平成15年度鹿島市水道事業決算報告書についてでありますけれども、この報告書は、予算額、決算額とも消費税込みで記載しております。意見書についてはページ16の付表3であります。

それでは、収益的収入について御説明いたします。

第1款. 事業収益は予算額 598,304千円に対し決算額は 568,990,529円で、前年度決算より2.63%、15,339,021円の減少であります。営業収益は 563,011,974円で、前年度より2.63%、15,273,362円の減少であります。

次に、収益的支出、第1款の事業費は、予算額 548,114千円に対し決算額は 513,695,480円で、前年度より4.79%、25,821,876円の減少であります。この結果、事業収益から事業費を差し引き、仮受消費税、仮払消費税及び消費税納付額を加減いたしますと、6ページの損益計算書に記載しておりますように当年度純利益は48,958,154円であります。

なお、収益的収支の明細書は決算書の23ページから27ページに掲げております。意見書ではページ19の付表4比較損益計算書を参照していただきたいと思っております。

次に、3、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明いたします。これも税込みでございます。

収入の第1款. 資本的収入は予算額 476,996千円に対し決算額は 435,569,755円で、前年度より200.01%、217,793,105円の増加であります。

次に、支出の第1款. 資本的支出は、予算額 674,850千円に対し決算額は 620,168,552円で、前年度より162.31%、238,069,377円の増加であります。

資本的収入の増加は、ダム建設事業費に伴う国庫補助金、他会計出資金の増であります。また、出資増は、これもダム負担金の増であります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 184,598,797円は、過年度分損益勘定留保資金から 138,476,887円、当年度損益勘定留保資金から39,615,134円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から 6,506,776円によって不足額を補てんしております。

補てん財源の説明は決算書の21ページ、それから資本的収支の明細書は同じく決算書の28から30ページに税抜きで掲載しております。

次に、5ページをお願いいたします。

平成15年度鹿島市水道事業損益計算書であります。この計算書は消費税を抜いた額で記載しております。

1、営業収益は 536,554,103円で、前年度より2.65%の減少となり、うち給水収益は

528,116,365円であります。営業費用は319,393,795円で前年度より5.46%の減少となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は217,160,308円であります。営業外収益は5,978,555円で、前年度より65,659円の減少、営業外費用は17,418,709円で、前年度より3.26%の減少であります。営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと、先ほど申し上げましたように48,958,154円の経常利益を生じております。

意見書ではページ19の付表4を参照していただきたいと思っております。

次に、6ページをお願いします。

平成15年度鹿島市水道事業剰余金の計算書であります。利益剰余金の部、減債積立金は前年度末の残高76,255,366円に前年度の純利益39,311,057円を繰り入れ、当年度末の残高は115,566,423円あります。建設改良積立金は増減がありません。よって、積立金の合計は146,133,110円あります。

次に、未処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金48,184,801円に当年度純利益48,958,154円を加え、当年度未処分利益剰余金を97,142,955円といたしております。

次に、7、8ページをお願いいたします。

資本剰余金の部です。ここも意見書では付表の5を参照していただきたいと思っております。

工事負担金は当年度発生額がなく、当年度末残高は166,828,783円あります。新設負担金は給水装置工事申請時にメーターを新設として負担金を徴収するもので、当年度発生額は4,420千円で、当年度末残高は197,871,836円あります。工事補償金は公共事業に伴う配水管布設がえ工事等に対する工事補償金で、当年度発生額は5,430,477円で、当年度末の残高は429,411,833円あります。他会計負担金は当年度発生額は1,453,100円あります。これは消火栓設置に対する一般会計からの負担金としていただいております。なお当年度末の残高は65,433,749円あります。受贈財産評価額は当年度発生額がなく、当年度末の残高は63,943,099円あります。国庫補助金は当年度発生額が176,237,143円で、当年度末残高は1,041,407,785円あります。他会計補助金は当年度発生額がなく、当年度末残高は1,042千円あります。よって、翌年度への繰越資本剰余金は1,966,283,263円あります。

次に、9ページをお願いいたします。

平成15年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書であります。当年度未処分利益剰余金は97,142,955円で、本年度の純利益48,958,154円は財政基盤の確立のため全額を減債積立金に積み立てることといたしております。よって、翌年度への繰越利益剰余金は前年度と同額の48,184,801円あります。

次に、10ページをお願いいたします。

平成15年度鹿島市水道事業貸借対照表について御説明いたします。意見書は付表の5であります。

資産の部、固定資産は有形固定資産合計で 6,726,101,757円であります。うち建設仮勘定は資本的支出のダム建設負担金、建設利息を加え、配水管仮設工事の除去費を資産の本勘定に移した結果、358,339,723円増加の 263,796,868円であります。

無形固定資産の合計は11,959,300円で、有形、無形を合わせた固定資産合計は6,738,061,057円であります。なお、固定資産の詳細につきましては、31ページから32ページに固定資産の明細書を記載しております。

流動資産であります。現金預金は 384,754,437円で、現金の動きについては20ページに資金収支表を記載しております。未収金の総額は13,651,407円ですが、これは意見書では8ページに記載してあります。これの主なものとは水道料金、受託工事費等ですが、これに貯蔵品、その他流動資産を加えまして流動資産合計は 399,890,673円あります。よって、貸借対照表の借り方であります資産合計は 7,137,951,730円あります。

次に、貸し方の説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

負債の部、固定負債は前年度末残高が 1,284,145円でありましたが、退職給与引当金が 2,760,247円増加し、固定負債合計は 4,044,392円あります。流動負債ですが、未払金は 5,577,001円で、これの主なものとは、3月分の動力費や未払消費税納付額等であります。また未払い費用は 1,123,812円で、主なものとは、検針徴収委託料や職員の手当等で、4月の支払い分であります。流動負債の合計は19,407,626円で、固定負債と流動負債を合わせた負債合計は23,452,018円あります。

資本の部について御説明いたします。

資本金の自己資本金は 767,947,294円で、前年度より 119,001,905円の増加ですが、これは水源開発負担金に対する一般会計からの出資金であります。借入資本金は企業債であります。前年度末の残高は 4,167,070,932円でありましたが、15年度に借り入れた企業債が 113,700千円、償還金が 143,433,664円で、本年度末残高は 4,137,337,268円あります。剰余金は先ほど御説明いたしましたので省略をさせていただきます。よって資本合計は 7,114,499,712円で、負債と資本を合わせた負債資本合計は 7,137,951,730円となり、10ページで説明いたしました資産合計と一致しております。

続きまして、決算附属書類について御説明いたします。

12、13ページは平成15年度の鹿島市水道事業報告書で、事業概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。今後とも最少の経費で最善のサービスをモットーとしまして効率経営に努めたいと思っております。

14ページをお願いいたします。

ここは、議会の議決事項、国庫補助金交付申請、起債許可申請、それから職員に関する事項を記載しております。前年度より職員数は1名減になっております。

15、16ページをお願いいたします。

ここは配水管の新設工事及び改良工事の概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

17、18ページをお願いいたします。

業務でありますけれども、これは意見書では付表の1、付表の2に当たると思います。

配給水状況のうち、給水人口は2万8,664人で前年度より193人減少し、給水戸数は9,055戸で前年度より43戸増加しております。年間配水量は311万1,314立方メートルで、前年度より4.08%、13万2,193立方メートル減少、有収水量は258万7,695立方メートルで、前年度より2.18%、5万7,686立方メートルの減少であります。

漏水対策につきましては、本年度も老朽管の布設がえを実施するとともに、深夜における漏水調査や、水源地、配水池の電気計装装置の維持管理を行った結果、有収率は83.2%となり、前年度より1.6ポイント改善いたしました。

事業収入及び事業費に関する事項で、ここは消費税抜きで記載しております。

事業収入は542,532,658円で前年度より14,658,213円の減少、うち給水収益は528,116,365円で前年度より13,652,478円の減少となっております。この収益は、ほぼ12年度の料金改定前の水準となっております。減収の要因は長引く不況による事業所等の大口使用者の減少、家庭では節水意識の普及等で、水需要の低減が深刻化しているところであります。

給水量1立方メートル当たりの料金収入、いわゆる供給単価は204円9銭で、前年度より71銭増加しております。

一方、営業費用は原水及び浄水費、配水及び給水費、総係とも減少し、営業外費用の支払利息も減少しております。事業費は493,574,504円で、前年度より24,305,310円減少しております。給水単価は194円56銭で、前年度より4円44銭減少いたしております。

この結果、供給単価から給水原価を差し引いた13円53銭が差益になっております。意見書では付表4を参照をお願いいたします。

19、20ページをお願いいたします。

ここには重要契約として、契約金が10,000千円以上の工事、3,000千円以上の業務委託を記載しております。

企業債は貸借対照表で御説明いたしましたが、113,700千円の借入金は、52,000千円が配水管布設整備費として、11,900千円と49,800千円が水源開発施設整備費のダム建設負担金として借り入れたものであります。

その他会計経理に関する事項は、議会で議決を経なければ流用できない経費の職員給与費、交際費について、予算額及び決算額を記載しております。

棚卸資産の購入限度額に対する決算額は、購入限度額3,842千円に対して、決算額は2,231,229円であります。これは新品メーター、修繕メーターを購入したものであります。

資金収支表は、受入資金、支払資金の状況であります。これは現金の動きをあらわしたもので、差し引き額 384,754,437円は流動資産の現金預金であります。決算書の10ページとしております。

21ページをお願いいたします。

平成15年度補てん財源の説明であります。これは3ページで御説明いたしましたが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 184,598,797円の補てん明細であります。利益剰余金の 194,317,911円と留保資金の 133,162,590円と当年度の純利益48,958,154円、これを合わせますと 376,438,655円ということで、これが正味運転資金となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

不課税収入の明細書であります。地方公共団体の企業会計において補助金や出資金等の特定収入を得ている場合は、消費税及び地方消費税の申告時に仕入れ控除税額が調整されます。そのために特定収入の用途について記載しております。

23ページから27ページは、先ほど説明いたしました平成15年度の鹿島市水道事業会計の収益費用明細書であります。

28から30ページは、これも平成15年度鹿島市水道事業会計資本的収支明細書であります。

31から32ページをお願いいたします。

固定資産明細書で、10ページの水道事業貸借対照表で説明いたしたとおり、有形・無形固定資産の詳細を記載しております。

次に、33から38ページは企業債の明細書で、平成15年度末までの借入償還状況の明細であります。

39ページをお願いいたします。

平成15年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書であります。これは6月議会において報告いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上で、平成15年度鹿島市水道事業会計決算書の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。16番谷口良隆君。

#### ○16番（谷口良隆君）

2点お尋ねします。

所掌の委員会ですので細かな質問はいたしませんけど、19ページの重要契約の要旨というところで工事発注の経過が記されておりますが、その内容ではなくて、委員会の説明会の折でちょっと気になったのが、入札指名を6社でされておると、市内には該当する事業所が4社しかないということで、市外の業者をあと2社参入をされて入札を執行されておるといことですが、その前の方のページの15ページ、16ページを見ますと、3,000千円以上

の工事発注をされた経過が、一覧表が載っておりますが、当日施工した業者名を全部お聞きをしたわけですが、すべて市内の業者が受注、落札されておるわけですね。結果がそうだからということじゃございませんけど、他市の事例などを見ても、他の市町村からの入札指名の参入があっているというのは一部あるかもわかりませんが、やっぱり市内企業の育成という立場から、ここは慎重に対応されているという市町村が多いんじゃないかというふうに思います。

片方では、本市の入札の適正執行という観点からの競争原理の確保という、片方ではもう一つの題目を抱えておるといことは十分承知をいたしておりますが、事実上市外の業者が落札をしていないという経過からとらえてみても、一般の土木建築工事の場合はその業者数が確保できているのかわかりませんから、市内の指名で事足りるといこともわかりませんが、画一的に工事規模によって6社の指名参入をしなければならないということだけでいいのかなのか、そこら辺はやっぱり検討の余地があるんじゃないかという気がいたしますが、今後の対応についてちょっとお尋ねをしてみたいというふうに思います。

当日は委員会でしたので、入札を担当する所掌が出席しておられませんでしたので聞いておりませんが。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

入札につきましては等級別のランク、あるいは公示価格に応ずる入札業者数というのは規則の中で明記をいたしておりますので、現時点ではその基準に従って適正にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

例えば、武雄市とか多久市とか伊万里市など近傍の市の状況もあると思うんですが、やっぱり他市もそういうふうな扱いになっていきますか。私はちょっと情報不足かわかりませんが、他市町村からの指名というのはないように、できるだけ地元の育成という立場を重視をされているというふうには聞いておりますけど、そこら辺他市の状況わかりますか。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

等級別のランクといいますか、これは私のところでは県のランクに従って格付をいたしておりますので、当然参加する業者数が市内で足りない部分につきましては、他市においても



そういう業者数で今おっしゃっている分ではしておられるというふうに思いますが、明確にはわかりません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

本市の入札規程に基づいて指名業者数はこうした規模の場合は6社なんだと、これは恐らく土木建築もひっくるめてそういうふうな一定の基準があると、それに倣って審議、審査をされていると思いますけど、工事規模、それは10,000千円以上ということであれば1億であっても10,000千円以上であって、ここに実績から見ても1,000数百万というようなものでも10,000千円以上なんですね。

競争原理を働かせるというその観点は私もよくわかりはいたしますけれども、現実的に考えてみて、その規則にこだわることだけで地元の業者の育成というその片方の観点、そこら辺とのバランスをとって検討される必要があるんじゃないかというような気がいたしております。

過去、市外の業者が落札をされた経過があるんですか。15年度はそういう事実はないようですが。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

水道に関しては、他市からの工事関係に関してはですね、管工事ではありません。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

そういう事実の流れもあるということは市内の業者で落札をされても、競争原理が働いているという、やっぱりあかしが実績として出ているというふうに私はとらえます。

そういった観点から、ここで規程を変えますとかいう話はなかなかできないかも知れませんが、検討材料としておさめていただければというふうに御要望を申し上げておきます。

次に2点目ですけど、市内の事業所の非常に残念な倒産などの動きが続いておりますが、委員会の説明で、当該事業所の水道料の回収の将来の困難性を事前に察知をして手形決済をしたというような説明が委員会の折にあったというふうに私の耳の中の記憶にありますが、そういうことをされたんですか。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

手形決済という話なんですけれども、一応うちの料金収入のですね、料金の納入については、通常ならば誓約書等で交わしていただいておりますけれども、資金繰りがどうしてもうまくいかないということで、相手方の方から手形をお願いしますという御相談でありましたので、うちの方もこれ以上滞納金がたまるということであれば停水せざるを得ませんでしたので、料金回収の一つの方法として手形を認めております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

相手方の相談で手形決済をされたということですけど、その手形の決済期間が何年、何カ月の手形になっておるのかというのを一つはお尋ねしたいことと、従来この公の収入、行政の使用料、手数料収入を手形決済をしたという経過が市全般、過去の市政の歴史としてありますか。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

水道料金の納期内の、水道料でいえば15日に調定しますけれども、その30日までの期間については、それは手形というのにはあり得んと思います。大体现金もしくは小切手というふうな形になっていると思います。

これは滞納分でありまして、4カ月、あるいは、たったその滞納分になりますので、手形決済について2カ月、長くて3カ月の決済だったと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。（「もう一つ答えとらん」と呼ぶ者あり）

ちょっと暫時休憩します。10分間の休憩をとります。

午前11時12分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

当局の答弁を求めます。森会計課長。

○会計課長（森 久幸君）

手形の預かりということが過去にあったかということですけど、あっております。

一応、手形を預かってきて銀行の方に取り立てを依頼しまして、そのとき、依頼と同時に納付書を渡すわけですね。水道料金なら水道料金——あっ、水道料金じゃない。うちの方は税金とかなんかですね。

手形の期日がありますので、そのときに落ちない場合は——期日に落ちた場合、納付書で

入ってくるということになります。そういうことです。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今会計課長の方から過去の事例があるということで、相当時間をかけて調べていただいたようですが、私は初耳だったもんだから、こういうことがあるのかなというようなことでお尋ねしたんですけど。

ややもすると、こうしたことが前例となって、こういう不景気のときにはどうしても現金の準備ができないと、できればうちも手形でお願いしたいよと、前例があれば。ということになりかねんと思うんですね、この一つの線崩していけば。

だから、きょうは収入役はもう不在ですので、収入役の見解もちょっと求めたいと思っはおりましたけど、過去の実績があったならば、その実績のあったものをちょっと資料として出していただけますか。何件、どういう事業所で、金額が幾らで何カ月の手形であったのか。

○議長（小池幸照君）

答弁ありませんか。森会計課長。

○会計課長（森 久幸君）

過去というとのどのくらいさかのぼって……（「私が言っておるのは市制施行以来そういう事実はないと思っったんですけど、あるというふうに今言われたから。いつごろ、いつあったのか、要するに50年の歴史みたいなやつ、過去さかのぼって。これは書類保管期間を過ぎたやつはいいですよ、法的に」と呼ぶ者あり）

そしたら、そのまま調べて提出します。（「後で公表していいかどうか調べてから」「法的に出せんもんやったらいいですけどね。理解できるような法的な裏づけがあればいいです」と呼ぶ者あり）

提出しますと言いましたけど、個人情報関係もありますし、検討いたしまして、できるものであれば提出をいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

会計課長にお願いしておきますけど、ふたをするような姿勢ではなくて、公の執行事務ですから、法的に出せない、例えば企業の固有名詞とか出せない、そういった部分もあると思います。そういうのは法的背景があって出せないものは仕方ありませんけど、公明正大に処理をしていただくようお願いをいたします。

それで、そこで収入役ということでお聞きをしたかったんですけど、説明では、そうい

うふうな会社の状況にあるからということ、もし取り損ないがあっちゃんからということ、手形処理を許可したというような説明が委員会であったような記憶がありますが、手形は例えば3カ月手形であれば3カ月後から、3カ月間猶予してくださいということでしょうから、猶予後、例えば現在の倒産会社だということからすれば、手形が切れないということになるわけですね。そういうのが見えておって、その手形処理に応じたということになれば、これは事は重大だろうと思うんですね。

どの企業の部分か私はわかりはしませんが、これは3カ月後もう目に見えて手形の決済ができないんだという会社に手形決済を許可したということであれば、これは責任をとってもらうこともあり得ると思うんですよ。これが手形決済ではなくて、通常の誓約書方式でいっとけば、毎年請求をしていけば債権だけは収入が市の側に残るわけですが、手形ということになれば倒産してしまえばもう一切なくなるわけでしょう、法的には。つまり、収入に損失を与える可能性も生じるわけですね、3カ月後ということを考えれば。そういった点で私は重大ではないかなという気がするんです。

その金額をちょっと教えていただけませんか。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

手形は発行できるかどうか、銀行取引があれば手形は発行できるわけです。銀行がちゃんと、もう倒産とかなんとか、取引停止になれば手形自体が発行できませんから、それが判断の基準になると思いますし、私自身は、自分が商売人上がりだから言うわけじゃございませんが、少なくとも何月何日に支払いますという口約束よりか手形の方がはるかに決済力はあると思うんですね。

ですから、私自身はですね、一般的に手形で受け取っていいかどうか、今調べさせておりますが、私は通常現金でどうしてもと、きょうは払い切らんというんなら、やっぱり手形で支払っていただくというのは、支払う意欲のあらわれというふうに思いますけど。

**○議長（小池幸照君）**

井手水道課長。

**○水道課長（井手清治君）**

今言われている企業については倒産もしておりませんし、再生法があった段階で3件ほど手形がありましたけれども、その支払い期日は、もちろん銀行は取引はあっておりますが、支払い日にちゃんと納めていただいております。1件の方はまだ支払い日が来ておりませんので、これについても支払っていただけるものと思っております。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

市長の見解もちょっと私は不満が残るんですね。

現金で空手形よりも手形の方が回収の確認度合いは高いんだという旨を言われましたけど（「私は口約束と言ったでしょう」と呼ぶ者あり）うん、口約束よりもですよ。

そういうふうなことになってくれば、現金支払いを建前とする原則が崩れて、会社の金繰りがよくないときには手形の乱発になりませんか、行政に対する、公共料金に対する。そういう歯どめを今のような形で、見解で崩されては私はおかしいと思うんですよ。現金収入が本来、行政の収入は税金、使用料、手数料、原則でしょう。私はそういうふうに思いますよ。（「だから、それを調べています」と呼ぶ者あり）

それから、その手形決済は比較的やっとなんだというふうに今水道課長言われますけど、会計課長は余り事例はないような話もされておりますけど、水道料金については一般の会計とは違って手形というのはかなり手形決済をしとるケースが多いんですか、一般会計と違って。

○議長（小池幸照君）

井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

手形は今回初めてです。先ほども申しましたように、納期が決まっておる分についてはもちろん私たちも手形をとったり、そういうことはいたしません。ただ、過去に滞納があった分については現金で支払えんということでありましたので、手形を受け取っております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それじゃ、もう堂々めぐりですので一応これ以上の質疑は終わりますが、水道の今回初めて切られた、決済された手形も含めて会計課長の方で取りまとめて出していただくようお願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質問はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第48号は委員会条例第6条の規定により、10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号は10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔委員名簿配付〕

○議長（小池幸照君）

暫時休憩いたします。10分程度。

午前11時34分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり10名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり10名を選任することに決しました。

---

決算審査特別委員会委員名簿

（平成15年度水道事業会計）

徳村博紀・伊東茂  
福井正・水頭喜弘  
山口瑞枝・橋川宏彰  
森田峰敏・寺山富子  
谷川清太・松尾征子

---

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第49号から議案第51号までの3議案は会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号から議案第51号までの3議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第4 議案第49号

##### ○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第49号 鹿島市税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門税務課長。

##### ○税務課長（北御門敏則君）

議案第49号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴う改正でございます。

それでは、議案説明資料1ページをお開きください。

これは今回お願いする条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。改正の要点のみ申し上げます。

第31条第2項、これは法人市民税の均等割を課することができる法人に、今回建築基準法等の一部を改正する法律により、公益法人に防災街区整備事業組合を加える改正でございます。

第34条の2、所得控除から老年者を外し、また一部言い回しを改める改正でございます。なお、老年者控除廃止の適用については、平成18年度の市民税からでございます。

第48条第2項は法人市民税から外国で支払った税を控除できる外国税控除についての適用法人の対象に、外国法人を加える改正でございます。

第54条は、固定資産税の納税義務者を定めるものでありますが、第6項に市町村の合併の特例等に関する法律により合併特例区が特別地方公共団体となったため、都道府県等に合併特例区を加える改正でございます。

以上説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

##### ○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

##### ○20番（松尾征子君）

ただいまの説明の中で、34条の中の老年者控除の件でお尋ねしたいと思います。私たち委員会でも一応審議はしておりますが、再度お尋ねをしたいと思います。

今回の改正によりまして、何人ぐらいの人に影響が出てくると見られますでしょうか、まずお尋ねします。

##### ○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

##### ○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

今回の老年者控除の廃止に伴います鹿島市での適用される方につきましては、平成15年度、今の課税ベースで約710名程度、716名というふうなデータとして出ております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま 716名程度というのは非常に率的には多いと思います。そういう中で今、今回の改正で見ますと、これだけの対象になる人たちが、具体的にまた増税にいくということになるとと思いますが、大体影響額はどれくらいでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

今回の老年者控除の廃止のみの影響としては、大体 7,500千円程度と見込んでおります。

ただ、これには協議会のときも御説明申し上げましたけれども、65歳以上の年金控除の見直しがあっておりますので、これは今回の条例改正じゃなくて、所得税法の中で規定をされておりますので、これはあるというふうな考えに立ってすれば、先ほどの 7,500千円とプラスの年金控除の見直しを含めて、トータルで約26,000千円というふうに見ております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明いただいたのでわかりますように、26,000千円の増ということになりますと、市にとっては増額されるということになりますが、逆に申しますと、その分市民負担が非常にふえてくるということになるわけでしょう。特に最近の状況の中で、税金のみでなく、いろんな負担をしなくちゃいけない分が大幅に上がってきている、またこれからもそういう制度改正というのが続々計画をされてきているという中で、こういうことになると払う人も大変だけど、さらに徴収の面からいけば大きな問題が出てくるんじゃないかということもいろいろ感じられるわけですね。

本当に今回の制度改正というのは、直接は国の制度改正の中から出てくるものではありませんが、本当にどうなるんだろうかなという非常に大きな心配をするわけですよ。具体的には、18年度からということですが。その面について市長、どうでしょう、こういう本当に制度の根本的なものは、先ほどから申し上げておりますように国の制度改正の中から出てくるわけですが、市民の暮らしに与える影響というのが私は非常に大きなものがあると思います。市長はこういう今回の改正についてどう受けとめられているのか、お答えください。

○議長（小池幸照君）

出村助役。



**○助役（出村素明君）**

お答えいたします。

御指摘のように、今回の税法の改正によりまして、老年者控除の廃止というようなことになるわけですが、これは当然税法の中での改正ですので、これに従わざるを得ないわけですし、ただ行政としましては今日の高齢化社会の中で高齢化対策というようなことでも行っておりますし、何とかこういうことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

高齢者、高齢化社会云々でいろんな制度改革が進められているわけですが、高齢化社会ができることによって高齢者がより生活しやすい制度をつくっていくのが本来の形だと私は思います。今言われておりますように、国の制度ということで行政として、これを特別どうするということとはできないかもわかりませんが、しかし、やっぱりその地域の状況にあつてこの財政的には大変な中だということはわかりますが、やっぱりそれなりの対応を行政が独自でやっていくということを考えることも私は大事な事じゃないかと思っております。

特に地方分権の問題など、いろいろ言われている時期であります、私はぜひそういう国の制度の中ですけれども、地域でそれなりに見合う優遇措置などを考えて取り組んでいただきたいと思っております。

特に、こういう制度が具体的に施行されることになると、本当に生活自体に大きな影響が出てくると思うんですが、そういう状況になったときの具体的に市としての対応、いろんな優遇措置などを私は考えていっていただきたいと思っておりますが、そういう心の準備はありますでしょうか。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

平成15年度の決算を今から審議をしていただくと思うんですが、一般会計すべてですね。そういう中で、まず高齢者対策、あるいは身障者、こういう分野、福祉分野ですね、それから教育費、こういうものに対して、つまり人そのものに対する市の支出、歳出というものが非常に今ふえてきております。多分全体歳出の33%がそういうものに充てるといふようになってきておまして、これは10数年前と比べてだけでも非常に高いものになっております。つまり、福祉施策というものはそれだけ充実をしてきていると。そういう負担を高くしながら施策そのものが低下しているという状況の中ではございません。やはり今回の場合も国の法律が変わっていくということでございますので、それに準じた形というぐらひは我慢をし

ていただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの市長の御説明では、高齢者対策、福祉対策そのものが非常にふえてきているんだということをおっしゃいました。確かにふえています。これは制度がより充実されたためにふえたということも一部あるかも知れませんが、それより高いのは、その分人数がふえたということで、結局高齢化というのが非常に高くなってきましたので、ですから、そういうふうにはふえているわけで、現に今、本当に高齢者の人たちがそういう制度の中で安心して生活できるという状況があるかということ、決してそうでないというのが最近特に出てきています。

そういうことですので、ここで具体的な、今のようなお答えですから考えが出るとは私も思いませんので、ぜひ、これは取り組んでいく中で、これは本当にこの税金の問題だけでなく、福祉制度その他のいろんな制度について、これから大変な時代が生まれようとしているわけですから、市が独自でそういう対策に力を入れていただくことをお願いして終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第49号 鹿島市税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第49号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

#### 日程第5 議案第50号

##### ○議長（小池幸照君）

次に、日程第5．議案第50号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。平石福祉事務所長。

##### ○福祉事務所長（平石和弘君）

議案第50号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書は、6ページと7ページでございますけれども、説明資料の3ページをお開きください。御説明を申し上げます。

ここに新旧対照表を掲げておりまして、第4条は医療費の自己負担分について全額助成しているものを、1カ月1人につき500円の自己負担を求めるものへの変更を、第6条が受給資格証の更新日の変更についてをあらわしております。これまで県の制度によりまして、母子家庭等に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、医療保険の自己負担金について、県2分の1、及び市2分の1で全額支給を実施してきたところであります。しかしながら、厳しい財政状況の中、佐賀県においては平成16年10月1日以降診療分から、助成対象者1人につき一月500円を控除した額を補助対象とすることに決定をされました。今回の改正は、この変更に伴い、受給対象者から一部負担金として一月500円を徴収することとする条例の整備を行うものであります。御理解を賜りたいと思います。

また、これまで受給資格証の更新につきましては、毎年8月1日となっており、更新手続を7月中に行う必要がありました。対象者が重複する児童扶養手当を受給されている母子家庭には、現況届の受け付けを8月に行っており、対象者の便宜を図るため、今回受給資格証の更新手続と児童扶養手当の現況届とを8月に同時に行えるように、受給資格証の更新日を9月1日に改正するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

##### ○副議長（中西裕司君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○副議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○副議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第50号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって議案第50号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第51号

○副議長（中西裕司君）

次に、日程第6. 議案第51号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第51号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。別冊の平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）で御説明いたします。

今回の補正は、国県補助事業、県営事業負担金、単独事業等の概算事業費の決定に伴うものを中心に、扶助費の制度改正に伴うもの、5月、6月の梅雨前線豪雨による災害復旧費、並びに地方財政法第7条による歳計剰余金処分積み立ても含めて編成いたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ417,388千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,867,847千円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及びその金額は、2ページから7ページまでの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条、地方債の追加、変更は、8ページの第2表 地方債補正のとおりでございます。

2ページから7ページまでの説明は省略いたします。

8ページをごらんください。

第2表 地方債補正につきましては、追加分として3事業、72,700千円を計上いたしておりますが、これらは県営事業の概算事業費の決定及び5月、6月の梅雨前線豪雨による災害復旧事業費の計上に伴う追加となっております。

また、変更分といたしましては都市公園整備事業で、補助事業費の減額決定により3,800千円減額いたしております。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算説明書に基づき御説明を申し上げます。

9ページから11ページまでの説明は省略いたします。

12ページをごらんください。

歳入でございますが、11款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、1目. 農林水産業費分担

金は、県営事業で実施する浜干拓地区の経営体育成基盤整備事業にかかわる分担金を増額し、説明欄の2事業につきまして、補助事業費の決定によりそれぞれ減額いたしております。2目．土木費分担金につきましても、県営で実施いたします西塩屋地区の急傾斜地崩壊防止事業に伴う分担金を増額いたしております。3目．災害復旧費分担金は、5月、6月の梅雨前線豪雨により発生した災害復旧事業の受益者負担金を増額いたしております。

13ページをごらんください。

同じく11款2項．負担金、1目．民生費負担金は、心身障害児通園事業経費の確定見込みによりまして、他町からの広域入所負担金を増額いたしております。

14ページをごらんください。

12款．使用料及び手数料、1項．使用料、1目．総務使用料につきましては、市営住宅敷地の目的外貸し付けの減によるものでございます。

15ページをごらんください。

13款．国庫支出金、1項．国庫負担金、1目．民生費国庫負担金のうち、4節．児童手当国庫負担金は、児童手当の制度改正による増額で、5節．児童扶養手当国庫負担金につきましては、扶助費の確定見込みに伴う増額でございます。2目．衛生費国庫負担金は、肝疾患検診の実施に伴い、老人保健事業負担金を増額するほか、事業費の確定によりまして、説明欄の3事業を増減いたしております。3目．災害復旧費国庫負担金につきましては、土木施設の災害復旧費の概算事業費の決定に伴い、増額いたしております。

16ページをごらんください。

同じく13款2項．国庫補助金、1目．総務費国庫補助金は、補助事業費の決定に伴い減額いたしております。2目．民生費国庫補助金は、心身障害児通園事業補助金につきまして、収入科目が県から国へ変更されたことにより増額し、4目．土木費国庫補助金は、蟻尾山公園整備事業の補助事業費の決定による減額でございます。

17ページをごらんください。

同じく13款3項．委託金、3目．教育費委託金は、説明欄の事業費の確定に伴い、減額いたしております。

18ページをごらんください。

14款．県支出金、1項．県負担金、1目．民生費県負担金、1節．社会福祉費県負担金につきましては、障害者相談員設置事務が県から市へ移管されたことに伴い、増額し、3節．児童手当県負担金は、国庫支出金のところで説明しておりましたとおり、制度改正に伴い、増額いたしております。2目．衛生費県負担金につきましても、国庫支出金で説明していたとおり、肝疾患検診の実施により老人保健事業負担金を増額し、事業費の確定に伴い、説明欄の2事業をそれぞれ減額いたしております。

19ページをごらんください。

14款. 県支出金、2項. 県補助金、1目. 総務費県補助金につきましては、これも補助事業費の決定に伴い、減額いたしております。2目. 民生費県補助金は、国庫支出金のところで述べたとおり、心身障害児通園事業補助金の国費相当分につきまして、収入科目が県から国へ変更されたことにより減額するほか、民生委員推薦会補助金が確定したことにより増額いたしております。3目. 衛生費県補助金は、30歳と35歳の肝疾患検診事業費の確定により増額いたしております。4目. 農林水産業費県補助金では、説明欄の2事業につきまして、補助事業の確定によりそれぞれ増減額いたしております。8目. 災害復旧費県補助金は、5月、6月の大雨災害に対する補助金を追加いたしております。

20ページをごらんください。

同じく14款3項. 委託金、2目. 農林水産業費委託金は、広域農道整備事業の用地登記事務の確定見込みにより増額いたしております。4目. 教育費委託金につきましては、1節. 教育総務費委託金で、不登校対策ネットワーク事業の確定に伴い、減額し、2節. 社会教育費委託金で、子育てサポーター養成講座や保護者向けの子育て講座を開催する家庭教育支援総合推進事業の決定により追加いたしております。

21ページをごらんください。

15款. 財産収入、2項. 財産売却収入は、国道207号改良に伴う七浦海浜スポーツ公園敷地の売却収入を追加いたしております。

22ページをごらんください。

16款1項. 寄附金、2目. 農林水産業費寄附金は、浜干拓地区の県営経営体育成基盤整備事業の実施に伴う土地改良連合会賦課金の追加で、3目. 教育費寄附金は、七浦小学校に茨城県の光武福見さんから指定寄附を受け、図書購入をいたすものでございます。4目. 災害復旧費寄附金は、農地農業用施設災害復旧事業の実施に伴う土地改良連合会賦課金の追加でございます。

23ページをごらんください。

18款1項1目. 繰越金につきましては、15年度決算の結果、歳入歳出差し引き額は250,882千円で、これから繰越明許費にかかわる一般財源23,824千円を差し引き、準繰越金として科目存置分1千円と合わせて227,058千円を計上いたしております。

24ページをごらんください。

19款. 諸収入、4項. 受託事業収入、1目. 農林水産業費受託事業収入は、説明欄の農地保有合理化等調整事業収入の確定見込みにより、増額いたしております。

25ページをごらんください。

同じく19款5項6目. 雑入、3節. 検診等徴収金、4節. 雑入では、説明欄のそれぞれの事業につきまして確定、あるいは確定見込みにより、増額、あるいは追加いたしております。

26ページをごらんください。

20款1項. 市債につきましては、8ページ、第2表 地方債補正で御説明いたしました県営事業負担金、災害復旧事業などの追加や事業費の確定に伴う土木債、農林水産業債、災害復旧債の増減計上でございます。現計予算額 1,137,600千円に68,900千円を追加し、補正後の額を 1,206,500千円といたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

27ページをごらんください。

1款1項1目. 議会費につきましては、議員研修費の経費の組み替えでございます。

28ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、4目. 財産管理費でございますが、ここで申しわけございませんが、9月3日付の文書を差し上げておったと思います。予算書の訂正をお願いいたしておりましたが、節の区分欄の「13委託料」となっているものを、「12役務費」へ、また、節の金額欄の括弧内の「2,135千円」を「6,169千円」へそれぞれ訂正いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、補正の内容についての説明に戻ります。

4目. 財産管理費につきましては、13節. 役務費で東町県営住宅跡地を売却するための経費を追加するとともに、25節. 積立金で地方財政法第7条の規定による歳計剰余金処分として、財政調整基金への積立金を増額いたしております。当初予算で、財政調整基金を380,000千円取り崩しておりますが、この積み立てと平成15年度で減債基金に約2億円程度積み増しておりますので、現段階では実質的な基金の減は40,000千円程度となっております。特別交付税の確保が非常に厳しい状況ということではありますが、今後も歳入の所要額の確保、歳出のさらなる節減に努めまして、基金の減少をできる限り圧縮していきたいと考えておるところでございます。

6目. 庁舎管理費では、水道法の改正に伴い、水質検査の項目がふえたところから、委託料から手数料への経費の組み替えを行っております。8目. 市民会館費では、ホールの音響用ミキサーを購入するため、こちらも経費の組み替えを行っております。9目. 交通対策費は、東町の掛園治司氏から平成15年度で交通対策費への寄附をいただいております。寄附者の御意思を酌み、交通安全PR用マグネットを購入する経費を計上いたしております。11目. 地域振興費につきましては、11月6日、7日に開催されます有明海・福岡交流フェアへのイベント出演経費を、次のページになりますが、19節. 負担金補助及び交付金のふるさとづくり交付金から組み替えるとともに、昨年10月に締結いたしました釜山外大と鹿島市との官学国際交流協定に基づく留学生の受け入れ経費を追加いたしております。

そのまま29ページをごらんください。12目. 情報システム管理費では、市町村合併に伴う電算システムの構築費を追加いたしております。

30ページをごらんください。

同じく2款2項. 徴税费、1目. 税務総務費につきましては、補助事業費の決定により減額いたしております。

31ページをごらんください。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費では、県支出金のところで説明したとおり、障害者相談員設置事務が県から市へ移管されたことにより、8節. 報償費を増額し、19節. 負担金補助及び交付金では、説明欄の2事業について、事業費の確定などから追加いたしております。

3目. 知的障害者福祉費では、すこやか教室における音楽療法の回数増や理学療法士の派遣方法の変更などによりまして、指導員謝礼を増額いたしております。

32ページをごらんください。

同じく3款3項. 児童福祉費、3目. 保育所みどり園費につきましては、総合遊具設置費の購入方法の変更に伴い、経費の組み替えをいたしております。4目. 母子福祉費では、児童扶養手当を今後見込みにより増額し、5目. 児童措置費では、児童手当の支給対象年齢が小学校入学前から小学校3年生卒業時まで引き上げられたところから、大幅な増額をいたしております。

33ページをごらんください。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費につきましては、23節. 償還金利子及び割引料で前年度の国、県支出金の精算返還金を計上いたしております。3目. 老人保健費でございますが、佐賀県は肝がんによる死亡率が全国一となっておりますが、その実態解消を図るためには、C型肝炎ウイルス保有者の早期発見と専門的治療が重要であるため、その精密検査を実施するための経費を今回増額いたしております。4目. 母子保健費は、1歳6カ月児及び3歳児健診の健診内容の変更でありまして、小児科医を1名減らして、臨床心理士を1名新たに配置することにより、障害児の早期発見に努めることといたしております。6目. 公害対策費につきましては、騒音や振動の測定を行うための経費の組み替えでございます。

34ページをごらんください。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、1目. 農業委員会費では、農地保有合理化等調整事業費の確定見込みにより経費を増額いたしております。5目. 園芸振興費につきましては、価格が低迷するミニトマトなどの価格補償のため、野菜価格安定対策事業負担金を追加いたしております。7目. 農地整備費では、説明欄の広域農道整備事業県工事負担金と関連負担金などを増額し、音成地区の団体営基盤整備事業につきましては、補助事業の確定による経費の組み替えをいたしております。8目. 土地改良事業費では、次のページになりますが、19節. 負担金補助及び交付金で経営体育成基盤整備事業県工事負担金と関連負担金並びに農道用排水施設整備事業として、伏原地区のかんがい対策用ポンプ改修補助を増額すると



ともに、説明欄の2事業につきまして、事業費の確定などからそれぞれ減額いたしております。

36ページをごらんください。

同じく6款2項. 林業費、1目. 林業振興費は、自然の館の管理経費の増額で、地下タンクの気密検査の必要が生じたことなどから、所要経費を追加いたしております。

37ページをごらんください。

7款1項. 商工費、2目. 商工業振興費は、新規に商店街活性化対策としてコミュニティー施設の設置や各種体験教室などを実施するまちづくり支援事業補助金を追加するほか、大村方工場団地進出企業への奨励金を増額いたしております。3目. 観光費では、浄化槽維持管理委託料につきまして、点検回数の増などにより増額いたしております。

38ページをごらんください。

8款. 土木費、2項. 道路橋りょう費、2目. 道路維持費につきましては、5月と6月の大雨災害に関連し、市道の土砂を排除する経費を増額いたしております。3目. 道路新設改良費では、事業費の確定見込みにより辺地道路整備事業に要する経費を調整、減額し、19節. 負担金補助及び交付金では、県道鹿島～嬉野線など、道路改築にかかわる県工事負担金を増額し、補正額総額で10,699千円増額いたしております。

39ページをごらんください。

同じく8款3項. 河川費、1目. 河川総務費も、西塩屋地区の急傾斜地崩壊防止に係る県工事負担金を増額し、2目. 河川改修費では、東塩屋川の災害関連改修経費を増額いたしております。

40ページをごらんください。

同じく8款5項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費につきましては、浜宿の街なみ環境整備事業の事業認定経費を増額し、2目. 街路事業費では、看場～納富分線、鹿島駅城内線外1線などの街路整備に係る県工事負担金を増額いたしております。4目. 都市公園費では、補助事業費の確定により蟻尾山公園整備事業経費を減額いたしております。

41ページをごらんください。

同じく8款6項. 住宅費、1目. 住宅管理費では、市営住宅の修繕費の増加により経費の組み替えをいたしております。

42ページをごらんください。

9款1項. 消防費、2目. 非常備消防費につきましては、消防団員退職報償金の掛金が引き上げられたことにより増額いたしております。

43ページをごらんください。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費では、説明欄の適応指導教室調査研究事業などの補助事業費の確定により、経費の増減調整をいたしております。

44ページをごらんください。

同じく10款2項. 小学校費、1目. 学校管理費では、茨城の光武福見さんから指定寄附をいただいたことから、図書購入費を増額いたしております。

45ページをごらんください。

同じく10款4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費では、子育てサポーター養成講座や保護者向けの子育て講座などを開設するための経費を追加いたしております。2目. 公民館費では、臥竜ヶ岡体育館の照明の修理費や消防法改正に伴う各公民館の防火対象物点検手数料などを増額するほか、5件の改築が予定されております自治公民館建設への助成金を追加いたしております。6目. 文化財保護対策費につきましては、伝統的建造物群保存対策事業として、防災策定委員謝礼など地区指定に必要な所要経費を増額いたしております。7目. 生涯学習センター管理費では、ホールの管理経費につきまして増額いたしております。

46ページをごらんください。

同じく10款5項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費では、説明欄のとおり、郡市対抗柔道大会が鹿島市で開催されることから事業補助金を追加するとともに、新任の体育指導委員の制服購入補助金を追加いたしております。2目. 体育施設管理費につきましては、12節. 役務費で消防法改正に伴う防火対象物点検手数料を増額するとともに、15節. 工事請負費で国道207号改良に伴う建物などの移転経費を追加いたしております。

47ページをごらんください。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産業施設災害復旧費、次のページになりますが、同じく11款2項. 土木施設災害復旧費につきましては、5月、6月の大雨による災害復旧費で、概算事業費であります。早期に復旧させるため、その経費を今回計上いたしております。

49ページをごらんください。

14款. 予備費につきましては、歳入歳出調整の結果、4,401千円を増額し、補正後の金額を43,085千円といたしております。

50ページの地方債の調書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、別冊の市議会定例会議案説明資料4ページに16年度県営事業負担金の明細を掲げておりますので、参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で平成16年度一般会計補正予算（第2号）の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

**○議長（小池幸照君）**

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

5番議員の橋爪でございます。

2点だけお伺いをしたいと思います。

まず1点目は、34ページに農地整備費ということで、広域農道整備事業62,999千円ですか、この内容について、場所あたりとかその内容について一応御説明をお願いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

この広域農道の件につきましては、従来から鹿島地区の第5期地区についての御要望等を上げておりました、平成16年度やっと採択ができ、ことしから事業に入ったところでございます。御存じのとおり、ことしの事業費が県事業でございますけれども、6億円ということで上がっております。それと事務費の630,000千円、これの大体事業費の10%が負担金ということでありますので、そういうことあります。この工事の内容につきましては、今年度については、基本的には現在、橋梁の橋げたの部分が既にできたところがございます。そういう部分を早目に橋梁をかけるという事業に入りまして、もう一つは、まだ未買収の部分が10件程度ございますので、そこの買収に入っていくということで今、農林事務所の方で進めていただいております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

多良岳広域農道の5期地区が採択をされたということで、本当に喜ばしいことではないかというふうに考えておりますが、この広域農道につきましては、これは鹿島、太良地区の農産物の合理化、あるいは農村環境の改善を図るということで、平成3年から多分取り組んでこられたと思います。そういうことで、5期地区が採択されたということでございますが、現在までの一応の進捗率、それから今後の計画、全線供用開始される時期等がわかれば一応お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

率で言って、率でもあれですけども、現地で御説明をしたいと思いますが、御存じのとおり今、竜宿浦のところまで道路が開通をしてきております。それで、嘉瀬浦のところまで一応行きどまりになっておりますので、あれから先、浜のバイパスタッチのところまで今度事業に入るわけです。それで、橋梁が19号、20号、21号、22号、23号橋というふうな橋がかかるわけですので、その作業が今から入ってくると思います。工事完了が予定といたしましては、平成22年度ということで予定をされております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

工事完了が平成22年ということでございますが、ひとつよろしく今後とも推進方をお願いをしたいと思っております。

それでは、47ページを2点目はお伺いをしたいと思います。ここに災害復旧費と載っておりますが、これは5月から6月にかけての大雨という説明がございましたが、7月の30日の第16号台風ですね、これにつきましては県内で農作物の被害が大体540,000千円ぐらいと、これは推定ですけどね。鹿島市内でもこの前の全協では約50,000千円の被害があったと、こういう報告があったわけですが、9月7日の18号台風については、まれに見る平成3年以来、19号以来の台風じゃなかったろうかというふうに考えております。それで、9月の9日の日には、県知事も太良町の被害を調査されたというふうなことが多分新聞に載っておったと思っておりますが、一応県でもこの被害状況を発表されておりますが、大体3,180,000千円と、これは新聞に載っていたわけですが、そのうち、農業関係の施設と農作物を合わせて2,050,000千円。その中で、農作物が1,460,000千円の被害と、こういうことで新聞に載っておったわけですが、鹿島市内の被害状況についてはどうだったのかお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先日の9月10日、台風18号の農畜産物に対する被害の状況ということで、今この取りまとめを行っております。概況が出ております。被害額につきましては、水稻につきましては被害額が198,000千円（251ページで訂正）程度、これは御存じのとおりに今度20日過ぎにですね、刈り取りが始まろうとしている稲について、早期の部分については倒伏をいたしております。そういう部分と、ちょうど時期を合わせて、モチについてちょうど開花時期ではございましたので、その辺の被害が後日どう出てくるかわかりませんが、現在推定としては198,000千円（251ページで訂正）程度ということで上がっております。それから、大豆につきましては、これは全体倒伏をした部分ということで、これが10,580千円程度が上がっております。それから、野菜については、これは果実等含めてなんですけど、17,500千円程度ということで、あと果樹ですが、これがミカンについて特に大きな被害が出ております。これは基本的には落下の部分もございすけれども、風によって打ち傷など、すり傷による今後の果実の成長したときの品質の問題に大きくかかわってくるということで、推定では149,000千円程度が上げられております。それから花、花卉についてなんですけど、これはもう苗の損傷ということで2,000千円程度、トータルで194,000千円程度の被害額というこ

とを推定をなされております。（「施設関係はどうか」と呼ぶ者あり）施設はですね、この中に入っていますが、野菜ハウスのビニールの破損等についてなんですが、これはミニトマト、それから小ネギ等の被害額ですが、758千円程度、それから、野菜ハウスについて1,600千円程度ということで、これは件数は、先ほどの件は被害件数がミニトマトで3件、小ネギ等について10件、それからさっきのアスパラ、小ネギハウスの一部という分で、これは1件ずつということで上がっています。それから、果樹のハウスということで、これはデコポン、温州ミカン等の部分で1,600千円、11件の件数が上がっています。もう一つ、区分的にはハウスのデコポン等も含めてなんですが、これは本体の損傷部分、先ほど申しましたのはビニールの破損部分ということで1,600千円、本体破損した部分が5,100千円程度上がっております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

ただいま説明をいただきましたが、約2億円ばかりの被害が農作物出ておりますが、これは収穫直前の台風ということで、これからもかなりまたいろいろな果樹、水稻等も被害がふえるだろうと思います。そういうことで、今後の対応について何か考えておられるか伺いをして、終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、18号の台風につきましてはまだ被害状況も定かで上がっておりませんので、その辺含めて県の対応も決まっております。そういうことで、今後その対応を見ながら市としてもやっていきたいと思っております。

それで、先ほど私、水稻の方でひょっとしたら間違えて言ったかわかりませんが、被害額が19,800千円（「1けた間違いですね。1億て言いんさったもんね」と呼ぶ者あり）ということで訂正いたしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。2点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1に、37ページですけど、商工費の中で今さっき説明はされたと思うんですけど、ちょっとこれ詳しく知りたかったもので、質問いたします。

商工業振興費の中の企業誘致助成措置事業補助金増額 401千円とあるんですけども、こ

これは補正で今回上がってきたんじゃないかと思います。予算の中では費目で上げられていたんですけれども、今回補正で上がって、これどういうことですか。この点よろしく願います。

**○議長（小池幸照君）**

福岡商工観光課長。

**○商工観光課長（福岡俊剛君）**

お答えをいたします。

まずこの制度でございますけれども、これは鹿島市の鹿島市工場等振興措置に関する条例の中でうたわれておるものでございまして、鹿島市内の工場等を新設、移転、増築したものに対して、当該施設の固定資産税の額に 100分の50を乗じた分を奨励金として交付するというものでございます。今回の対象者の方でございますけれども、14年度に大村方に一応倉庫を建設されておられますので、15年から一応これは対象になっておりますので、15年度も今のような金額を交付をいたしております、これは年度当初はわからないものでございますから、9月の補正でお願いした分でございます。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

4番水頭喜弘君。

**○4番（水頭喜弘君）**

固定資産税の件ということで、実はその条例を読んでいましたら、ちゃんときのお送っていただいて、勉強させていただきました。ありがとうございます。で、今大村方工場団地のことを言われたんですけれども、こういう不況の中でなかなか工場とかいろいろ企業が来ないというのが現状と思うんですけど、こういうものを掲げられたということは、僕はちょっと勘違いというですかね、要するに、この企業の誘致で、助成って書いてあったもので、いろいろこの誘致活動をされるあれじゃないかと思っていたんですけれども、最近どうでしょうかね。もう全然お話等とかなんとかはあっていないんですか。それとも、どっかから企業あたりが来るとかなんとか、そういうお話はあっていないんですか。ちょっと関連で言っているんですけれども。

**○議長（小池幸照君）**

山口産業部長。

**○産業部長（山口賢治君）**

企業誘致についてでございますけど、今の段階ではなかなか厳しい状況でございます。それと、もう一つは、先般の一般質問の中でも出ましたように、大体谷田工場団地も埋まっているわけですけど、一部だけ残ってですね。どこに今度はどういうふうに誘致していくかという、そういう点についても今後やはり考えていかねばいけないというふうに思っております。

ます。そういうことでいろいろ調査をしておりますが、どういうのが一番適当な工場用地であるのか、県内をいろいろ見ておると、非常に厳しいという状況もございます。そういう中で、私たちも鹿島市が今後どのような体制をとっていくかについては、今検討中でございます。そういうことで、現状では、ないということでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

よい方向に向かうように、ぜひよろしくをお願いします。

次に、41ページですけれども、住宅費の中でさっき説明された住宅組みかえですね、住宅修繕料増額 2,000千円と載っているんですけど、この点ちょっと詳しくをお願いします。

○議長（小池幸照君）

栗林建設環境部調整室長。

○建設環境部調整室長（栗林雅彦君）

住宅の組みかえということで、今回工事請負費と修繕料の組み替えをお願いいたしております。内容といたしましては、修繕料でございますが、8月16日現在で前年度22件であったものが既に8月16日現在で30件を超えております。それで、金額といたしまして、昨年は1,627千円ぐらいを8月で使用いたしております。ところが、本年度約2,500千円程度を修繕料に費やしております、今後まだ修繕、それから退居時の改修等が出てくると見込まれますので、率的にいきまして2,000千円程度が必要ではないかということで、住宅の修繕料の増額をさせていただいております。また、同じく工事費の減額でございますが、井手分住宅の大規模な改修を予定いたしておりました。大体5,000千円程度を予定いたしておりましたところ、大分安くつきました、見積もりより2,000千円程度安くできましたものですから、この部分を修繕料に組み替えまして、今後の修繕に充てていきたいというふうにご考慮いただく次第でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

どうもありがとうございました。

この住宅に関して関連ですけれども、現在この市営住宅のいろいろ申し込み関係ですね、大分入りたくてもどうしても入られないという方がおられるし、話に聞いてみれば1年、2年待っていますよとか、そういうあれも聞きます。そういう中で、平成14年から15年の入居申込状況をちょっともらいました。その中で、ここを見ますと、平成14年が申し込み

が37件で入居が8、平成15年が申し込みが43で13が入居で、結局合計申し込みが80で21入居されたということで資料をいただいているんですけども、この中でお聞きしたいのは、申し込まれてからいろいろ番号をつけられると思います。それでですよ、これが、あなたは例えば何番ですよということをつけられても、結局は例えば、それが年度内とかいうふうにあったらいいんですけども、1年、2年たって待ち望んでみても、いつ入られるかわからないような状態の中で、通知か何か、次の人には次があなたですよという通知をされても、例えば10番、20番と待ち望んでいる人にはこういう今の状態の中ではなかなか回ってこないのが現状じゃないかと思うわけですよ。それに対して、何か通知とか、それともうそのまま、言葉で言うとほたつてですかね、されているのか、その点どのようにされているんですかね。

**○議長（小池幸照君）**

栗林建設環境部調整室長。

**○建設環境部調整室長（栗林雅彦君）**

今の御質問に対してお答えいたします。

入居申し込みの際でございますが、市営住宅にお申し込みをされる際は、建設環境部調整室の方においでいただきまして、どこの住宅を御希望いただきますかということでお伺いをいたします。さらに、所得状況その他等をお伺いしまして、現在のあなたの待ち順番は何番でございますということまでお伝えをいたします。近くなりますと、そろそろということで、お電話等を差し上げる場合もございますし、大体はまだでしょうかというふうなお伺いの方がですね、かなりこちらの方に参っております。ですから、大体20件ぐらいしか毎年入居することができませんものですから、大分お待ちの方が多いとは思いますが、我慢していただいております。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

4番水頭喜弘君。

**○4番（水頭喜弘君）**

待っている人に対しては、待っている側の方から今どのような状況ですかということの問い合わせがあるというふうに言われたんですけども、そう言われる人はあれでも、もうあきらめて、もう入られんとなかなかとお思いの人があられるから、僕はここに立っているわけですよ。要するに、今は待機者の問題ですね。要するに、そういうことを何かこう、例えば1年以内に今これくらいですよというその状況等を知らせたらね、その待っている人にも安心感があるんじゃないかということですよ、それから、平等性も問われてくるんじゃないかという思いもします。それから、やっぱりこういうふうにして市営住宅とかそういうものが厳しい状況の中で、よそから入ってくる人、人口増対策あたりは、こういうものがあ



ったらなかなか厳しいんじゃないかと思うんですけど、人口増対策等も考えて、どのように思っておられるのかよろしくをお願いします。

○議長（小池幸照君）

答弁をお願いします。出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えいたします。

まず、入居状況の通知についてですけれども、確かにいつ退居をされるのかというのがまづはっきりしないわけですね。ですから、何番ぐらいでしょうということを毎年毎年知らせるというのはちょっと難しいんじゃないかというふうに思います。今、室長がお答えをしておりますように、問い合わせが多分にはあっておると思いますけれども、そういう状況でお願いせざるを得ないかなというふうに思います。それから、住宅政策そのものについてですけれども、これはマスタープランというのを今策定をいたしておるし、見直しの時期にあるかなというふうに思います。ただ、そういう中で、今までのように、全部が公的に住宅というのを今の時期に必要とするのか、民活という時代もあるわけですし、民間でお願いできる部分については民間ということもありますし、その辺のことも踏まえながら、この住宅のマスタープランについては再度見直しをする必要があるかなというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

ありがとうございました。

最後ですけれども、やっぱり民間と今言われたですけれども、なかなかその民間の方は、値段的に市営住宅の方がやっぱり何としても安いわけですね。民間の方やったら、どうしても鹿島市やったら、やっぱり民間の住宅といたらかなりのお金がかかります。そういう中で、皆さんが市営住宅の方を何とかあいていたらそこに入りたいという希望の方はいっぱいおられると思うわけですよ。そういう中で、僕は今回、この中であえてこういう状況と、今後どうされるのかということでお伺いしたわけでございます。どうか、いろいろなベストで尽くしていただいて、とにかくどのようにしたらいいのか、そういうとも考えていただいて、1人でも2人でも鹿島の方に見えられ、また住みやすいような環境づくりをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいまの御指摘は、それは当然の御指摘であります。財政状況をちょっとわかりやすく説明しますと、ここ数年間で約、実質10億円近くの地方交付税が減っております。その中

で、先般申し上げたと思いますが、できるだけ行政の合理化を図っていると。平成10年から言いますと、まず職員の数をですね、現時点でわかっているのが今年度末で26名、プラスアルファというふうに私はとらえておりますが、非常にそれに象徴しますように、我々も行政のスリム化、行財政のスリム化を図っております。

この一般財源で10億円といいますと、これ事業をやる場合には、例えば補助率50%としますと、20億円の投資事業ができるわけですね。これだけできなくなっているということなんです、10年前に比べれば。そういう全体の財政の中で、これをどの分野にどういうふうに投資していくかと、非常に我々も悩ましいところでありまして、そういう財政の今の現状というものも御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに。15番中村清君。

○15番（中村 清君）

37ページ、商工費のところ、まちづくり支援事業補助金、このことについて説明をいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

この事業は、先般一般質問でもございましたけれども、佐賀県のまちづくり支援活動制度を利用して活動するものでございます。市内から4件応募があつておりましたので、市の方からも4件とも決裁の上、県の方へ申請をいたしております。その結果でございますけれども、中心市街地商店街の方で予定されております事業が採択になっております。この分の市町村の部分の20%、600千円を今回補正でお願いするものでございます。その内容でございますけれども、これは鹿島市中心商店街のにぎわいある商店街づくりということでございまして、活動の概要ですけれども、各個店にのれんを提示する。それから、気動車の模型をつくって、それを展示する。それから、案内板を製作する。それから、コミュニティー施設の設置とか、各種体験教室の開催等を予定されております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

中心商店街というか、さくら通りのところですかね。ああいう、今現在できておりますけど、あそこにも何かされるわけですか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

この場所は、スカイロードからさくら通りまで含んでですね、あのあたりでいろいろな行事とか催し物をされる予定でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

さくら通りのところでなかなかテナントがはやらないという話も私聞いておりますけど、多分空き店舗の活用ですかね、そういうところもされるんじゃないかなと。これ、いつまでされるわけですかね、補助金は。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

この制度自体が、本年度から18年度まで一応予定されておりますので、中心市街地の方でも一応3年間ほどを予定をしたいということで思っておられるそうでございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

じゃ、これとも関連しますけど、40ページですかね、土木費のところでは街路事業、先ほど説明されましたけど、多分駅前から城内線ですかね、さくら通りも当然含まれていると思いますが、現在、原金網ですかね、あっちの方はずっとできましたね。しかし、その前の方、反対側、ずっとあいたままですけど、さくら通りの事業はいつまでに完成する予定ですかね、これは。その時期と、それから今後の見通し、店舗の。どういうふうに張りつくのか、現在どういうふうに検討されているのか、説明をいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

さくら通りの事業年度、いつまでかということでございますけれども、18年度（264ページで訂正）ということでお聞きいたしております。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

今現在、さくら通り商店街の方で組合をつくられまして、いろいろ考えておられますけれども、一つは駐車場というようなことも考えられまして、今一生懸命それに向けまして、地元で頑張っておられます。それにつきましては、商店街なり市の商工観光課の方も一緒になって応援をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

15番中村清君。

○15番（中村 清君）

これは着手される前から、鹿島市の顔なんだ、中心商店街の顔なんだということで、非常に注目をしております。和風的なまちづくりですかね、そういう目的のもとにされたということですけど、なかなかテナントが入らないうわさとか建物が建たん、後継者がいないと、いろんいうわさだけは聞くわけです。しかしながら、市として何とかしたいということで取り組まれたわけですから、ぜひその完成ですかね、十分地元の方と話をしながら成功させていきたいというふうに希望して終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかに。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。

まずお尋ねをしたいと思いますのは、28ページです。財産管理費の中の役務費ですが、先ほどの御説明で、東町県営住宅に関して不動産の鑑定料だということでの御説明がありましたが、これは今、市の方向としては、これまで何度も私の方も質問したりしておりますが、民間に売り払うということですね。まずお尋ねしたいのは、具体的にあの土地についての鑑定は終わったのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

東町の部分につきましては、今現在評価をお願いをいたしておりまして、一応内々これくらいの額はどうかという額につきましては、私いただいておりますが、まだ最終的に成果物として出てきているものではございません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

わかりました。今の進行状況はわかりましたが、私は、特に東町県営住宅跡については何度も申し上げてきておりますが、老人住宅など、公用地としてあそこを利用すべきだということを常に主張してまいりました。特に、そういう中で、民間に売り払うという説明の中で、これは市長がおっしゃったと思いますが、地域からの要求もなかったと、何のね、使用に関しての。というような御発言があったことがあります。その件について私は地域の方とお話ししましたが、そういう打診も何もあっていないんだと。どがんかなというような打診もあっていないという話を聞いておりますが、それはその方がお聞きになっていないだけなのか、それとも地域にそういう空き地がある、空き地になることによって、例えば、あの辺ですから東町、その他の周辺で公的な利用についての打診をされたとするなら、どこにですね、どういうところになさったのかですね、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

藤田財政課長。

**○財政課長（藤田洋一郎君）**

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

松尾議員は、市長が申したということを言われていましたが、私の方からですね、全員協議会の中でそのような趣旨の発言をいたしております。正式に、例えば、何々審議会というような形で、どうしましょうかということの申し入れはいたしておりません。ただ、私どもの方から区長さんとかですね、あそこを何か公共的な御希望があるんでしょうかと、そういったお話はさせていただきまして、今のところ東町としてはほとんどそういうものは考えていないですよという御返事をいただいたというのをですね、全員協議会では私の方から説明させていただいているということでございます。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

申しわけありません。私の勘違いで、市長じゃなくて課長からだったということで訂正をしますが、そういうことでわかりましたが、それじゃ、それは正式に、それは東町でしょうね。そこで、区で協議をされた上でそういうことを、今計画はないとかね、具体的な御答弁が来たのかどうかですね、その地域周辺の人からですね。そういうことを私たちは何も知らんやったと、せっかくこういうところに場所があるので公的に利用できるような措置をとってもらった方がよかるといような御意見があるわけですが、その点についてはいかがですか。

**○議長（小池幸照君）**

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

先ほどからの御質問で、地元と相談をしたのかという御質問でございますが、これは私が財政課長としてその土地を所管しておったときに、現在の藤田課長と一緒に東町の区長さんのところにお伺いをいたしまして、そして地元として何か御希望おありですかということでお尋ねをいたしました。そしてその後、後日ですね、区長さんのところにまた再度お伺いをいたしまして、別の用件やったかと思いますが、その件につきましてお尋ねをしたところ、この役員会か何か、代表者の方の会かちょっと記憶が定かではありませんが、そういったところで話を出して、その結果、何も希望はなかったというようなことで話をされております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

経過はわかりましたが、先ほどから申しておりますように、具体的に今ここでは申しませんが、あの土地が利用できればというような、これは個人的な問題ではありませんがね、そういうお話もあっています。もしですね、そういう要求があって、そこを使うに適しているというようなことがあるとすればですよ、例えばそういうことも可能になるのかどうか。いや、何が何でも民間からの要求があるから、それはもう方針どおりに、それでしかいかないというお考えなのか、もう一度その点についてお聞かせください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現在、売却策として考えております医療機関、私たちはですね、やはりどういう使い道についてもこれはよかと言えよわけじゃないですね。やっぱり地域医療というのは、準公共的な仕事だというとらえ方をいたしましてですね、そこで必要ということであれば、やはり今現在ほかになかったわけですので、そこに優先的にやろうと、こういうことであります。今日に至るまでには、相手先とのいろいろな、例えば土地の所有の問題、あるいは区画の問題、いろんなことで交渉を重ねてきております。ここで何かぽっと出てきたからと言ってですね、じゃあ、ほかに売りますからあなたはあきらめてくださいと、まあ、こういうわけにもまいらないというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今のような市長の御答弁ですが、私はそういうことになれば、公的機関、確かに何もかにも売ってよかということじゃないわけですがね、そういうことになれば、公的な土地を売買するわけですから、一応例えば、先ほど東町区には打診されたにしても、別の形で市民に対して、こういう形で県有地及び市有地を手放すということになるので、必要なものはないかという公示を、私はすべきだったと思うんですよ。確かに、そこが必要とされている、駐車場が足りないとも聞きました。先生にも聞きましたよ。確かにそういうこともおっしゃいました。しかし、一応やっぱりこういうところですからね、全市民に対して、特にそれも無差別というわけにはいきませんがね、そこはあとの取り扱いようだと思いますが、そうすべきだったと私は思いますが、いかがですか。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

厳密にですね、公示をして、告示というんですか、そしていろんな人が買いたいと言ってこられた場合に、あんたには売らん、あんたには売られると、そういうことが果たして言えるでしょうかね。私はそういうことよりか、やはりちゃんとした鑑定をしてですね、そして地続きでもありますので、先ほど言いましたように、準公共というとらえ方をいたしましてですね、地域医療の充実ということについては市民の了解を得られると、こういうふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

もうこれで終わりますがね、無差別ということじゃないんですよ。だから、そういうふうにして来た場合に、そこは受けとめる側がちゃんとした審査をしてやれば、できないことはないわけですからね。かえて今のようなやり方ですれば、やっぱり不満が出てくる市民の人もいっぱいあるということは事実です。

次に行きます。37ページです。

先ほど中村議員の方から質問がありましたまちづくり支援事業補助金の件でお尋ねをしたと思いますが、先ほどの御答弁の中で、中心商店街のにぎわいをつくるためののれんをつくったり、気動車の乗り入れって言いんさったですかね——をやったり、案内板をつくったりというような取り組みをするんだというようなことをおっしゃいました。しかし、まちのにぎわいというのはね、周りのいろんな装丁をよくするだけでにぎわいと言えるかということですよ。私は、本当にまちづくりをしていくということになれば、その商店街がいかにか売り上げを上げて、そして本来のにぎわいを取り戻すかという事業の取り組みをすることが、私は何よりも大事なことだと思うんですよね。これが、今年度から18年度までの事業だ

ということでおっしゃいましたがね、例えば、今スカイロードにしても、さくら通りにしてもですね、大きな問題はもう皆さん方がよくお感じになっておりますが、日用に使うような商品がないという問題ですね。私たちも少しでもあのところに人がおいでになるようにということで、もう本当にわずかな力ですがね、夕方に農産物を出すとか、いろんな取り組みで今までやってきました。もう本当に微々たるものですがね。しかし、どんなにそこにお客さんが来ていただいたにしても、周りの商店街に買う品物がないんですよ、周りの商店街に。例えば、しょっちゅうしょっちゅうダイヤモンドだとかね、洋服だとか着物だとか何だとかそういうものを買うということはできませんから。だから私は、本当に本来この支援事業ということになれば、こういう確かに見た目の美しさもいいでしょうね。しかし、そういうことじゃなくて、具体的にその地域にどういう商店街として発展させていこうかということ、もちろん地元の人々の自主的な問題もありますけれども、ここまでいろんなことをやってきてもなかなかうまくいかないというふうなことになりますと、やっぱり行政も具体的なアドバイスをしながら、そこで日用ですね、利用すべきものをどう販売していくかというような、そういう計画づくりなどをしながらまちづくりの支援をしていかないと、そのときそのとき単発的に、さあ、のれんばきれいにしました、標識ばしました、何ばしましたって、そりゃたまには宝石のいっちょぐらい売れるでしょう。しかし、本当にね、そういう見通しがなかったためにテナントに入る人もいないし、また、せっかく自分のところのお店をきれいにしたって、もう私は店はせんばいと、どっかに住んで店は貸していっちょくばいというようなね、そういう状況になってしまうんじゃないかと思うんですよ。

特に、鹿島市の場合は大型商店街が次々にでき、つぶれ、でき、つぶれする中で、零細の小店がなくなっていくと、そういうことで一番不便を来したのが市民ですよ、本当に。特に今の高齢化社会の中で、お年寄りの人たちが自分の周辺にお買い物に行き生活できたのができなくなるというような、本当にいろんな問題ができたわけですが、そういうことを考えますときにね、果たしてまちづくり支援というのをどうお考えになっているのかと私は思うんですよ。確かにこういう制度が上からも流れてくるでしょう。こういうのは本当よく補助金がつきますね。大事などころにはなかなかつかないわけですがね。そういう面です、担当課としてはどうお考えになっているのか、今の商店街のあり方、そして今後の鹿島市の特に顔である中心商店街を昔のように、本当に昔のことを言うとよく笑われますよ。ごっとい昔のことば言うてって。しかし、確かにですね、情勢も違いましたし、いろんなあれもあつたですが、あの通りには乾物屋さん、つくだ煮屋さん、お魚屋さん、八百屋さんというのが本当にですね、並んでいて、いつもにぎわいをした時期がありましたかね、そういうのを取り戻すための支援、これが私は今一番大事じゃないかと思いますが、その点についていかがにお考えなのかお聞かせください。

○議長（小池幸照君）



桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

まず、基本的にですね、この事業は申請されているんです、地元が。申請事業なんです。で、まちづくりを何とかにぎわいを取り戻そうという意欲がですね、この事業に対する申請という形であらわれております。鹿島市から4件やったかな、申請がありまして、これが県によって採択をされた。ここの基本的な順序をですね、ひとつ頭に置いていただきたいと思えます。

それから、もちろんまちづくりのにぎわいを取り戻すために何かいっちょやったからというてですね、にぎわいが取り戻せると、こんな単純な簡単なものではないと思っています。いろんな事業を複合的に取り入れながら、やる。これが大事なことでありまして、そのうちの一環というふうにとらえまして、私たちが県の補助に対して20%の肉づけをやっていると、こういうことであります。

それからもう一つ、確かにですね、私自身も今御指摘のように思います。今でも思っていますが、日常、毎日買い物に行けるように、例えば食料品とかそういうものがあの通りであればですね、それは毎日行くでしょうけど、残念なならない。それは、一つはですね、スカイロードについてはほとんどがもとのお店がそこに残ってもらったわけですね。私はそれはそれで大きな意義があると思うんです。何とかこの場所で頑張ってみよう。それに対して、あんたは宝石屋さんばやめて野菜屋さんばしてくんさいって、こういうことは市としては言えないわけですし、そここのところはまず御理解を賜りたいと思えます。

それから、さくら通りについては、一番初めに私は極端な言葉を使って、地元にも事業を始める前に保証逃げはいかんばいと、ちゃんとそこで頑張ってくいさいのということを、何回も確認をしながらやっておりますがですね、やっぱり現在ああいう状況にあるというのは、聞いてみればその事情というのはやむを得ないという事情も多くあるわけです。そういう中で、今後どのように対応していくかということは、まず先ほども言いましたが、地元のやる気、それに対して市がどれくらいバックアップができるか、まずこういう気合いの部分からやって、それで複合的な政策を取り入れていくべきだと、こういうふうには思っております。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

市長は極端にね、人の質問に対して宝石屋をやめろとか、それはだめだとか言いよらんわけですよ。例えばね、そがんとばかりあって、今んとこそういうのがほとんどでしょう。だから、私たちが何かイベントをしたり、少しでも力になればとやって、人が来てくださっても、ほかのところに例えばエプロンがけでつかけて野菜ば買いに来た人が、そうじゃなくて、例えば日用的ながあればやっぱりそういうふうに来られるわけですからね。

そういう合間にやっぱり計画的にこういうのをしたらいいんだという、やっぱり行政は行政としてのね、確かにあそこは両方とも地元の人が打ち立てられたという、計画されて取り組んでいらっしゃる、わかりますよ。しかし、わかるけど、この大型店舗が続出する中で、あの通りにあった小さな店もつぶれてしまった。その周辺もつぶれてしまって、本当に多くの人たちが今非常に不便な毎日の生活をされているわけですから、そういう中で、確かに今度の事業は地元が申請されたでしょう。何らか幾らかでもという皆さん方の努力の結果だとわかりますよ。だからこそ余計ですね、基本的にそのまちが息づき活性化できるような、そういうアドバイスを行政としてももっと積極的に、私は取り組み、そして少しでも光が見えるようなことをしていただきたいと。ただ単にそういうイベント的なものだけじゃなくてですよ、本当にその地域で皆さんたちが毎日あそこに行き物に行こうやというようなね。例えばですよ、あそこでしばらくきやあもん市があっていましたがね、本当にあの周辺のお年寄りの人、歩いてこれる人たちがですね、喜んでいらしたんです。しかしね、ああいう状況になってしまったと、よく御存じのようにね。だから、ああいうお店が幾つか並べばですね、あそこはもっと活気づくんですよ。のれんば10枚するよりか、あそこに日用的に野菜とか魚の店の出してみんですか。のれんはなかったって人は買いに来るわけです、それはね。そうでしょう。——いや、笑い事じゃないですよ。確かにね、今はもう、例えば、すぎやさんも残念ながらああいう状態になって、あの周辺も非常にお困りになっていますよね。そういう状況の中ですからね、ぜひそういうところからの支援、いろんな意味でのですよ。何も金出すだけが支援じゃないです。知恵を出すこととかね、いろんなことをしてですね、本当にあの鹿島の顔のね、二つの中心商店街をですね、いかにこうしていくかということをご検討いただきたいと思います。何かあればお答えください。なければいいです。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

私、先ほど中村清議員の御質問で、さくら通りの完成年度がいつかというお尋ねで、18年度ということでお聞きしているということで回答いたしましたけれども、17年度の誤りでございます。申しわけございません。17年度に完成予定です。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

1点だけお尋ねをします。

予算上盛られておりませんので、議題外だと言われるかも知れませんが、予算執行の経過にあります合併事務局の状況についてお尋ねをいたします。というのは、6月議会で、予定どおり進めば、議会の手続を終わって、3月の1日に行政手続が終わるという段取りを踏

んでおったわけですが、6月から9月、まだ延びました。で、9月にも状況は提案されないと、太良の場合ですね。ということになれば、次の定例は12月になりますが、臨時議会ということもあるかもわかりませんが、事実上、3カ月ですね。今期提案されなくて、次の定例会となれば半年間。間が延びるわけですが、その事務局体制は従来そのまま置いておられるのかどうなのか、担当課、どういうふうに今後されるかお尋ねします。（「予算審議に係るとですか」と呼ぶ者あり）関係あるさ、執行中やろうもん。

**○議長（小池幸照君）**

唐島総務部長。

**○総務部長（唐島 稔君）**

合併事務局の体制ということでございますが、現在のところは法定の合併協議会、これも継続をいたしております、そのまま事務局の体制としては、現在のところこれをどうこうするという事は考えておりません。

以上でございます。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

議題外ですぐそういうふうな発議をされますけどね、計数的な話をやっておるんじゃないと思うんですよ、議会というのは。（「補正予算とは関係ないですよ」と呼ぶ者あり）いや、一般会計の事業を審議するところですよ。予算上正しいか間違うとっかていう議論をするところじゃなかですよ。ただ補正に上がっていないだけであってね、当初予算に積んである、その執行状況を聞いておるわけですよ。必要によっては、補正の必要があるんじゃないかということになるわけでしょうが。（発言する者あり）それは執行部の計数の話じゃないですか。

それじゃ、お尋ねします。——議長は許可しとるわけだから黙っとかんですか。不都合になるぎ、そがんすぐ言うけんがされんもんな、ぎゃん態度やったらね。

あのですね、現在の事務局体制は何人でしょうか。現在の事務局体制。今後もそういう体制でいかれるのか。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

私たちはですね、議会のルールというのはある程度承知しながら、ここに臨んでいます。そして、私たちが承知しているルールと違うようなことを言われた場合にはですね、それでいいんですかとやっぱり確認せにやいかんとやないですか。みずからですね、自分たちがルールを破られるようなことをしたら、私は議会の権威というのは失墜すると思います

よ。（「それはね、議長が許可して進行しておるわけだから、あなたはここで答弁する立場じゃないでしょう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「議長、調整せんね」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

静粛をお願いします。議事は進んでおります。

暫時休憩します。

午後 2 時 35 分 休憩

午後 4 時 52 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

なお、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

16番議員谷口議員の議案第51号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算に関するの質疑は議題外にわたるものと考えられますので、鹿島市議会会議規則第53条の規定により、質疑内容を変更していただくよう御注意をいたします。

なお、市長についても自席の発言については、慎んでいただくよう注意をいたします。発言がある場合は、許可を得てから発言するよう注意をいたします。

それでは、議事を続けます。

質疑を続けます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ただいま議長の方から——その前に、私の質疑にかかわって議会並びに執行部の皆さんに時間的な大変御迷惑をおかけしたことをまずもっておわびを申し上げておきたいと思っておりますが、今議長から議題外発言との見解で、他の質疑に移れということですが、私はこの質疑のためにここに立ったわけですが、非常にそういった意味では困っております。

私が合併事務局の体制について、従来までの協議期間であった時期と今日間延びをした期間というのは、おのずと執行体制が少なくて済むのではないかと。で、これが3カ月にわたっておるし、半年にわたる可能性もあるならば、これも当然一般会計から支出している負担金の補正要因となり得るのではないかと。そのことについて執行部としては考えなかったのかという質疑をしておるわけですが、その点について議題外ということでありましたので、非常に心外に考えております。また、いずれの機会に発言の機会を準備をしたいと思っております。

なお、こうした質疑、要するに疑問に対する答弁が得られないということは、当議案に対する私の賛否の意思表示もちょっとできないですね。そういうふうなことにもつながっております、疑問に答えられていないということで、本議案については反対をいたさざるを

得ないということをあらかじめ申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第51号 平成16年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第51号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたします。

明15日は休会とし、16日は水道事業会計の決算審査特別委員会を、また17日から23日までの7日間は休会とし、次の会議は9月24日午前10時から開き、議案審議を行います。

なお、あすは午前10時より全員協議会を、その後、廃置分合関連議案審査特別委員会を開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時56分 散会